

発生・発見日時 令和 8年 8月 21日 6時 15分頃

天 竜 川 左岸 磐田側 かささぎ大橋北側の自転車道横（14.4 km）

天竜川左岸、かささぎ大橋の北側（14.4 kmポスト付近）河川内の自転車道横に造作物が
放置されている。

近くにはこの物への注意喚起と思われる看板があり、平成7年5月13日付けとなっております。

注意喚起として看板上に年月日を記載掲示してから、何年かしてからでないとな廃棄処分が

出来ないなど、落とし物の様な扱いになるのでしょうか？以前から堤防道を走行していて

気になっていましたのでご教示願います。



看板については「平成7年」と記載されておりますが、誤って記載されたものであり、正しくは「令和7年」に設置されたものです。また、該当の投棄物については、物の配置が変わっている状況が見受けられることから、完全に使用されていないと断定することはできません。加えて、所有者を把握する手段もないため、現時点では現状の対応とさせていただきます。

発生・発見日時 令和 8年 8月 27日 6時 20分頃

天 竜 川 右岸 浜松側の堤防 (19.6 km)

7月の受発信簿で報告させて頂きました、天竜川右岸の浜北大橋と新東名の間地点

(19.6 kmポスト付近) の堤防西側に大きな樹木が堤防道路付近まで伸びてきている

事象につきまして、8/26に車輛に接触しそうな部分を伐採をして頂き有難うございました。

